

東京女子医科大学 研究倫理教育に関する実施要領

平成 28 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要領は、「学校法人東京女子医科大学倫理綱領」（平成 21 年 4 月 22 日施行）、
「研究に携わる者の行動規範」（平成 25 年 12 月 25 日施行）、「研究活動推進のための
公的研究資金の管理」（平成 27 年 4 月 1 日改定）および「研究活動における不正
行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）
に基づき、本学における研究倫理教育の実施について必要な事項を定める。

2 研究倫理教育責任者

- (1) 医学部長
- (2) 看護学部長
- (3) 大学院医学研究科長および看護学研究科長
- (4) 各病院長

3 受講対象者

(1) 受講義務者

- ①任期付および非常勤を含む、本学に所属するすべての「教員」
- ②研究補助員、技術員等名称の如何を問わず、「職員」のうち研究活動に参画する者（※研究に付随する技術的サービス等を行うだけでは、研究活動に実質的に参画することには当たらない。）
- ③すべての「大学院生」および「学部学生」
- ④上記①～③以外で研究倫理教育責任者が必要と認める者

(2) 受講推奨者

- ①本学以外の機関等にのみ所属する者のうち、本学で公的研究資金により行われる研究活動に参画する「学外研究者」
- ②「職員」のうち、研究に付随する技術的サービス等の研究支援を行う者
- ③上記①～②以外で研究倫理教育責任者が必要と認める者

4 研究倫理教育の内容

- (1) 「大学院生」および「学部学生」は、その修業年限中に研究倫理に関する授業科目を履修する。
- (2) 上記(1)以外の受講義務者については、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」
[※]コース 01_責任ある研究行為：基盤編（RCR）における次の単元を受講する。
 - ①責任ある研究行為について
 - ②研究における不正行為
 - ③データの扱い
 - ④共同研究のルール
 - ⑤利益相反
 - ⑥オーサーシップ
 - ⑦盗用
 - ⑧公的研究費の取扱い

[※]医学部教員等を中心とした日本（CITI Japan Program）と米国（CITI, Collaborative Institutional Training Initiative）の2つのNPO団体が協力して作成した、科学研究および医学教育のための国際基準を満たした行動規範教育カリキュラム

(3) 受講義務に関わらず、すべての受講者は任意に次の教材を受講できる。

①JST「THE LAB」[※]

[※]国立研究開発法人科学技術振興機構が翻訳した、米国保健福祉省の研究公正局が開発した研究倫理啓発映像教材全ストーリーの日本語版研究倫理教育教材

②JSPS「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（グリーンブック）および当該e-ラーニング版「eL CoRE」[※]

[※]独立行政法人日本学術振興会が整理しまとめた、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者がどのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといった事柄についての研究倫理教育教材

5 「CITI Japan e-ラーニングプログラム」受講に当たっての手続等

- (1) 公的研究資金により行われる研究活動に参画する者および受講推奨者は、「研究倫理教育教材の履修義務等に関する誓約書」を事務担当部署である研究支援部教育研究資金課までe-メールにて提出する。
- (2) 上記(1)以外の受講義務者については、本人の職員番号およびe-メールアドレスを研究支援部教育研究資金課が取得することに同意するとともに、協力する。
- (3) 受講を修了した者は、同システムから発行される「カリキュラム修了証」を研究支援部教育研究資金課まで提出する。
- (4) 受講を修了した者であっても、一定期間毎に再受講することが望ましい。